

株 主 各 位

第40期定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

株式会社エコム

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、交付書面請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明性の高いコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えております。

ここに、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとしています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等の社内規程に従い、経営に関する重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。
- ③ 「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の実効性を高めるために役職員に対しその重要性を明示します。また、当社における重要なコンプライアンス違反に関する情報を適時・正確に把握するため内部通報窓口を設置しコンプライアンス体制の充実を図ります。
- ④ 「経理規程」、その他社内規程を整備するとともに、管理部において、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。
- ⑤ 「内部監査規程」に基づき業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況を、内部監査部門が定期的に監査し、代表取締役及び監査等委員会に対し結果を報告します。また、内部監査部門は、監査により判明した結果に対して、改善履行状況についても監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理します。
- ② 取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営に関するリスクについて、「リスク管理規程」を遵守し、リスクの統制を行います。
- ② 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、「危機管理規程」及び「事業計画継続マニュアル」を整備し、管理体制を定めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「役員規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。
- ② 毎期経営計画を策定し、基本的な経営方針・業績目標等を定め、実施します。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役は、職務遂行にあたり必要な場合は、管理部のスタッフを補助者として起用することが出来ます。
- ② 監査等委員会補助スタッフの職務執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。
- ③ 監査等委員会補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

(6) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
- ② 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いは行われません。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員会は、定期的な意見交換を行います。
- ② 会計監査人、監査等委員会、内部監査部門は、密に情報交換を行います。
- ③ 監査等委員会の職務執行に必要な費用は、監査等委員会の請求に基づき会社が負担します。
- ④ 監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係について取引を含め一切遮断します。いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為を行わないことを基本方針とします。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対して組織的に対応し、対応する役職員の安全を確保します。

- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・顧問弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談し、又は対応を要請します。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。また、反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するために、反社会的勢力チェックマニュアルを運用しております。

(9) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会を14回開催し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の出席の下、個別的な議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策など）について議論及び決議を行っております。

② コンプライアンス

当社では、「コンプライアンス規程」を具備し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。また、毎月、取締役、各部の部門長及び監査等委員による「リスク・コンプライアンス会議」を開催し、重点事項については、事例共有と対策協議を行っております。また、当社における重要なコンプライアンス違反に関する情報を適時・正確に把握するため内部通報窓口を設置し、監査等委員及び外部の弁護士へ直接情報が提供できるようにコンプライアンス体制の充実を図っております。

③ リスクマネジメント

当社では、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を具備し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。また、毎月、取締役、各部の部門長及び監査等委員による「リスク・コンプライアンス会議」を開催し、重点リスクについては、事例共有と対策協議を行っております。

④ 監査体制

当社の内部監査担当部門において、業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックし、逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。また、当社の常勤監査等委員、内部監査担当部門及び会計監査人による三様監査連絡会を四半期に一回開催することで、情報交換を通じた連携を図り、効率的なモニタリングを実施しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	131,684	59,854	59,854	9,188	1,150,000	40,260	2,045,881	3,245,330
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△51,100	△51,100
当 期 純 利 益							262,574	262,574
自 己 株 式 の 消 却							△245,700	△245,700
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額						△516	516	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△516	△33,708	△34,225
当 期 末 残 高	131,684	59,854	59,854	9,188	1,150,000	39,743	2,012,173	3,211,105

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△369,200	3,067,669	3,067,669
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△51,100	△51,100
当 期 純 利 益		262,574	262,574
自 己 株 式 の 消 却	245,700	－	－
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額		－	－
当 期 変 動 額 合 計	245,700	211,474	211,474
当 期 末 残 高	△123,500	3,279,144	3,279,144

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

取得原価法及び償却原価法（定額法）

イ. 市場価値のない株式等以外のもの

時価法

ウ. 市場価値のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

イ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 24年～39年

建物附属設備 8年～31年

構築物 7年～40年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

- | | |
|-------------|---|
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。なお、当事業年度の末日においては、支給済のため賞与引当金の計上はありません。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付の支給に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額により計上しております。 |
| ⑤ 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。 |
| ⑥ 製品保証引当金 | 製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- | | |
|------------|---|
| ① 産業システム事業 | <p>産業システム事業においては、乾燥炉等の熱処理装置を製造し、顧客と約束した仕様及び品質等の条件を充足した装置の引渡しを履行義務として識別しております。これらの履行義務は、顧客による検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。</p> <p>また、客先の工場での動作確認を伴わない熱設備の製造については、工場出荷時の検収を受けた時点にて収益を認識しております。</p> <p>収益は、顧客と締結した注文書等による個別契約において約束された対価で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。</p> |
| ② 保守サービス事業 | <p>保守サービス事業においては、乾燥炉等の熱処理装置の点検・修繕・改造工事により原状回復及び改良を加えるサービスを提供し、顧客と約束した仕様及び品質の役務等を提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は、顧客による検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。また、保守サービスに付随する部品販売については、出荷時点で収益を認識しております。</p> <p>収益は、顧客と締結した注文書等による個別契約において約束された対価で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。</p> |

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）及び「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項但し書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 製品保証引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 5,468千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の不具合対応に係る無償修理については、翌事業年度以降の不具合対応による損失額を合理的に見積り、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を製品保証引当金として計上することとしております。

製品保証引当金の見積りにおいては、過去の売上に対する保証費用発生額の実績率に基づき、将来の製品保証費用を一括で見積り計上しております。

また、予測不能な前提条件の変化等により、実際の製品保証費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金の追加計上又は戻入が必要になる可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 595,632千円 |
| (2) 圧縮記帳額 | |
| 土地 | 39,743千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,920,000株

発行済株式の期中の増減数及び変動事由は以下のとおりです。

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式 (注)	2,109,000	－	189,000	1,920,000

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 95,000株

自己株式の期中の増減数及び変動自由は以下のとおりです。

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式 (注)	284,000	－	189,000	95,000

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年9月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,100	28	2024年7月31日	2024年10月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年9月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	58,400	32	2025年7月31日	2025年10月15日

2025年7月期配当金の内訳 普通配当 30円00銭 記念配当 2円00銭

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	20,000株
---------------------	------	---------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローで獲得した内部資金を充当しており、金融機関からの借入を行わず、自己資金にて賄う方針であります。資産運用について、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また大型の設備投資資金については、銀行借入（長期）により調達をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金及び受取手形は6か月以内の支払期日であります。

営業債務である買掛金、未払金及び支払手形は3か月以内の支払期日であります。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは極めて僅少であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

取引開始時に顧客ごとに当社「与信管理規程」に則り、調査を行った上でリスクに応じた与信枠、回収サイトの設定を行っております。また定期的に与信調査を行い、この見直しを行っております。売掛金の回収サイトをもとにした入金管理表を作成するとともに、資金繰り表を作成するなどの方法により管理を行っております。

イ. 市場リスクの管理

外貨建金融商品は保有していないため、為替変動リスクはありません。

投資有価証券については、定期的な時価の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは含まれておりません。（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	40,000	39,888	△112

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	2025年7月31日
出資金	30

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,733,179	—	—	—
受取手形	154,581	—	—	—
売掛金	766,531	—	—	—
投資有価証券	—	40,000		
合計	2,654,293	40,000	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融資産

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（千円）			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	39,888	－	39,888

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

相場価格を用いて評価しております。投資有価証券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年7月31日) (千円)
繰延税金資産	
減価償却超過額	10,064
役員退職慰労引当金	42,495
退職給付引当金	21,917
製品保証引当金	1,632
受注損失引当金	366
貸倒引当金	54
未払事業税等	4,975
その他	2,720
繰延税金資産小計	84,228
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	42,495
繰延税金資産合計	41,732
繰延税金負債	
生産性向上設備超過額	△37,030
圧縮積立金	△17,656
繰延税金負債合計	△54,686
繰延税金資産（負債）の純額	△12,953

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を従来の29.9%から30.8%に変更して計上しております。この変更による影響は軽微であります。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

種類	報告セグメント		合計
	産業システム事業	保守サービス事業	
設備	1,605,320	－	1,605,320
点検	－	255,865	255,865
工事	－	585,961	585,961
部品販売	－	184,655	184,655
その他	7,444	705	8,149
顧客との契約から生じる収益	1,612,764	1,027,187	2,639,951
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,612,764	1,027,187	2,639,951

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	962,173千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	921,113
契約負債（期首残高）	2,504
契約負債（期末残高）	4,906

契約負債は主として、工業用加熱設備の売上に関して顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当事業年度において、契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく期末時点の前受金が増加したことによるものであります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,504千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社の当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格は1,190,493千円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて約100%が1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
1株当たり純資産額	1,796.79円
1株当たり当期純利益	143.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
当期純利益 (千円)	262,574
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	262,574
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,825,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 20,000株

10. その他の注記

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。当社は中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度を併用しており、退職時には退職一時金制度の支給額から中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度による給付額を控除した金額が支給されます。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
退職給付引当金の期首残高	65,431千円
退職給付費用	6,529千円
退職給付の支払額	△707千円
退職給付引当金の期末残高	71,253千円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	127,969千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△56,716千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71,253千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 6,529千円